

川崎市上下水道局規程第 24 号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 10 日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和 61 年川崎市水道局規程第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「の副執行委員長」を「が推薦した者」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。